

一般企業の農業参入ができるようになりました

～特定法人貸付事業のご紹介～



農 林 水 産 省

I 事業の背景

農業者の高齢化や世代交代が進む中で、全国で38万haにも達している耕作放棄地を解消することが国内農業の活性化には不可欠です。このため、担い手の不足などにより耕作放棄地が相当程度存在する地域において、地域活性化と農地の有効利用の観点から、農業生産法人以外の法人のリース方式による農地の権利取得が可能になりました(農業経営基盤強化促進法改正(平成17年9月1日施行))。

概要

○ 参入できる法人

一般の株式会社、NPO法人など、農業生産法人以外の法人であってもリース方式で農地の権利が取得できます。

※ 農業生産法人とは、農地法上、農地の権利を取得できる要件を備えた法人です。

○ 参入できる区域

耕作放棄地や耕作放棄されるおそれのある農地が相当程度あるところで、市町村が農業経営の基盤強化のために作成する基本構想で定めた区域です。

※ リースできる農地は耕作放棄地に限りません。

○ 農地の借入れ

- ・ 市町村等ときちんと農業を行う等の協定を締結すれば、市町村又は農地保有合理化法人から農地を借りることができます。
- ・ 耕作等に常時従事する人の中に、業務執行役員が1人以上いれば借入れができます。



○ その他

農業をやめるなど協定に違反した場合には、リース契約が解除され得る仕組みとなっていますが、協定違反がない限り、リース契約が解除されることはないので、期間中は安心して農地を利用できます。また、期間満了時には、農地の所有者等の了解を得た上で、借入期間を延長することが可能です。

Ⅱ 事業の仕組み

特定法人貸付事業を利用して農業参入を行う場合には、

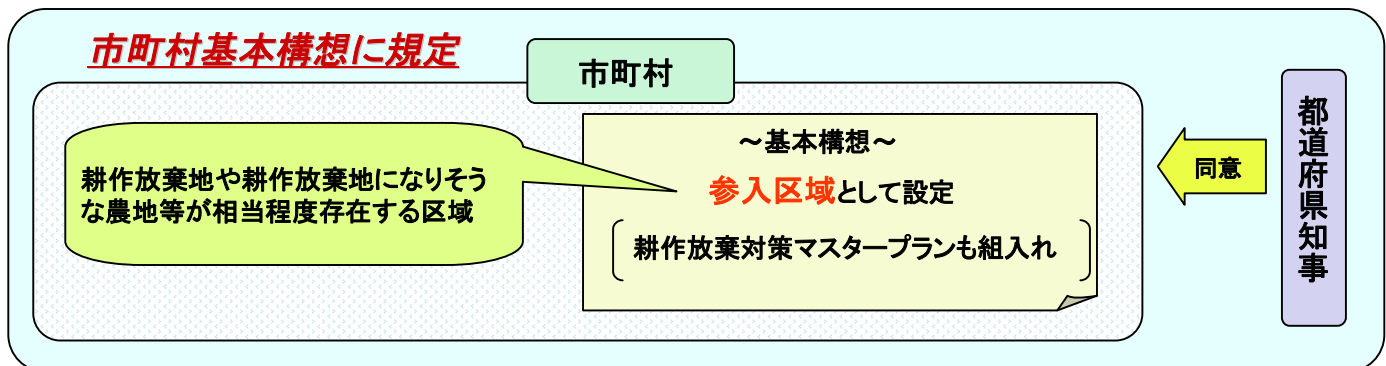
- ・どの地域(市町村)で農業を行うかの決定(参入区域の確認、市町村等との調整)
- ・市町村等との“事業の適正かつ円滑な実施を確保するための協定”の締結
- ・農業を行う農地について、使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けることの農業委員会の許可等の手続きを経た上で参入が可能になります。

1 参入区域



- 一般企業が参入できる区域が設定されています。
- 市町村が、耕作放棄地や耕作放棄地になりそうな農地等が相当程度存在する区域を、参入可能な区域として設定しています。

・参入区域の設定の仕組み



→どのような区域を参入区域として設定するかは市町村の判断によります。実際に参入をご検討される場合には、市町村に直接お問い合わせいただき、「参入可能な区域はどこなのか、どのような農地を借りることができるのか」ご相談され、話し合いを進めていただくことが大事です。

2 協定の締結

市町村との話し合いにより調整がなされれば、市町村等の農地の貸付主体との間で、役割分担や協定違反の場合の契約解除等を内容とする協定(事業を適正かつ円滑に実施することを確保するための協定)を締結します。

・協定の内容(X市とY建設会社との協定の例)

・法人の行う耕作又は養畜の事業の内容

(例)YはX市から借り受けたA集落に所在する2haの農地において稲作を行う。

・地域の農業における法人の役割分担に関する事項

(例)Yは、水路、ため池等の施設の維持管理等の取決めを遵守し、常時従事役員のうち1名を維持管理等の任務に当たらせる。

・協定の実施の状況についての報告に関する事項

(例)YはX市に対し、協定の実施状況等について毎年度報告する。

・協定に違反した場合等の措置など

(例)Yが協定に違反した場合には、X市は賃貸借契約を解除する。Yは、その場合には、自己負担で直ちに原状回復してその土地をX市に返還する。



3 農地の借入れの許可等

○実際に耕作又は養畜の事業に常時従事する人の中に業務執行役員が1人以上いれば農地を借りることができます。

○農業委員会の許可又は市町村による農用地利用集積計画の公告により、市町村又は農地保有合理化法人(農地の仲介を専門に行う法人)から農地を借りることができます。

○借りられる農地は、所有者の高齢化などで耕作放棄地になりそうな農地などでもよく、必ずしも耕作放棄地である必要はありません。

・協定の締結、農地の借入れの仕組み

農業生産法人以外の法人への農地等の貸付け

市町村
農地保有合理化法人

買入れ
又は
借入れ
農地所有者

協定の締結

【事業の適正かつ円滑な実施を確保するための協定】

使用貸借による権利又は賃借権(リース)の設定

- 農地法第3条許可(特例的に許可)
- 基盤法第18条:農用地利用集積計画

株式会社等農業生産法人以外の法人

業務執行役員のうち、1人以上の者が耕作又は養畜の事業に常時従事


Ⅲ 参入を応援する支援措置

○農業参入に必要な機械・施設の整備、農地整備のための補助や融資、災害などの不測の事態が生じた場合の補償など、農業参入をバックアップする支援措置が用意されています。

○ 補助事業

名 称	概 要	支援を受けるための会社の要件
経営構造対策	担い手の農業経営の改善を支援するための農業用機械・施設の整備	農業常時従事者3人以上を雇用する目標があり、20ha（中山間地域10ha）以上を目指すこと
遊休農地活用土地条件整備（元気な地域づくり交付金）	多様な主体が遊休農地を再活用する際に必要な土地条件の整備	農地活用者が特定法人（参入法人を指します。）の場合には、貸付主体（市町村又は農地保有合理化法人）が整備した後に貸し付けること また、特定法人も含めて受益者数が3者以上であること

○ 金融措置

名 称	概 要	支援を受けるための会社の要件
スーパーL資金（農林公庫資金）	担い手の農業経営の改善を支援するための資金 法人：5億円 金利：0.65～1.50% 償還：25年以内 据置：10年以内	 <p>注：金利は平成17年9月20日現在</p>
農業近代化資金	担い手の農業経営の改善を支援するための資金 法人：2億円 金利：0.65～1.35% 償還：15年以内 据置：7年以内	
農業改良資金	新作物分野・新技術へのチャレンジのための資金 法人：5千万円 無利子 償還：10年以内 据置：3年以内	

○ 共済制度

名 称	概 要	支援を受けるための会社の要件
農業共済	被災農家の経営を安定させるための補償	一定規模以上の農業を営む者 会社の住所のある区域の共済組合に加入

IV 参入事例

平成15年4月から実施されたリース方式による企業の農業参入の措置（構造改革特別区域制度）で、実際に農業参入した法人の事例を紹介します。農業参入に当たっての参考にしてください。

参入している法人のパターン

- ア 地場の建設業者が余剰労働力の有効活用を図る、あるいは地域振興の観点から市町村等の働きかけを受け参入したもの
- イ 食品産業が、高品質原料を安定的に確保するため参入したもの
- ウ NPO法人等が農作業体験の機会を作ったり、都市と農村との交流のために営農しているもの



参入状況

- ア 市町村等が地元企業に対し、農業をやってみてはどうかと勧誘するケースも多い。
- イ 市町村、普及指導センター、農業委員会、JAが技術面等でこれらを支えているケースも多数ある。



地元の評価

地元では、きちんと農業をやってくれていると信頼を得て評価されているものが多い。

1 組織形態・業種別

(単位:法人)

営農を開始した法人	組織形態別			業種別		
	株式会社	有限会社	NPO等	建設業	食品関係	その他
107 (68)	53 (36)	28 (18)	26 (14)	35 (23)	29 (20)	43 (25)

2 作物別

(単位:法人)

営農を開始した法人数	合計	米麦	野菜	果樹	畜産	花き	工芸物	複合
	107 (68)	22 (14)	36 (30)	20 (11)	5 (3)	3 (1)	3 (-)	18 (9)

平成17年5月1日現在(カッコ書は16年10月1日現在)

食品産業が農業参入している事例

- 有機酪農と有機農業の推進特区(北海道瀬棚町)
せたなちょう
 - 有機農業推進特区(千葉県山武町、白浜町)
さんぶまち しらはままち
- ・ 外食事業を営むW(株)が、食材調達のため、平成14年4月に子会社(有)Wを設立し、有機農法と有機農産物のマーケットの拡大に取組



- ・ 平成15年4月より、リース特区制度が施行されたことに伴い、平成15年9月、W(株)が100%出資する(株)Wを設立(有)Wを組織変更し、千葉県や北海道で農業経営を開始(同月に農業生産法人としての(有)Wも新規設立)。特区制度を利用することで、マスコミの関心も高く、メディアの露出も多くなり知名度が上がるなどの効果。

(企業の概要)

名称:株式会社W(本社:東京都) 資本金:3,000万円(W(株)の100%出資)

事業内容:有機野菜の生産・販売、一般・加工野菜の販売

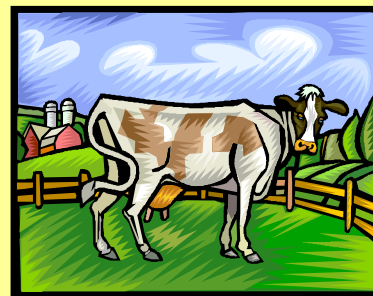
特区の所在地:北海道瀬棚町、千葉県山武町、白浜町

農場面積(うち特区の借入面積):

瀬棚農場:65ha(27ha)、山武農場:7ha(4ha)、
白浜農場:8ha(3ha)

(注)特区以外の面積は、農業生産法人である(有)W経営

農業の内容:瀬棚農場(酪農(牧草)、大豆など)、山武農場(露地有機野菜(レタス、大根、キャベツなど))、白浜農場(大根、レタスなど)



(参入のメリット)

- 地方行政のPRにつながった。特に有機農業という環境循環型農業を行っており、CO2削減につながる化学肥料・農薬を使わない農業を実践しているため、注目されている。
- 全国の行政・農業者からの農地紹介が多くなった。
- 耕作放棄地が減少し、地元の農業者からは歓迎されている。
- マスコミの関心も高く、メディアの露出も多くなり知名度が高くなった。



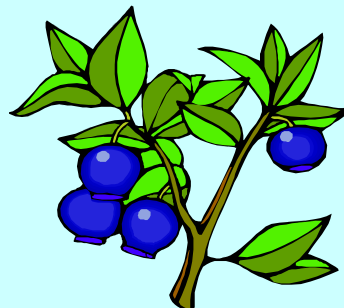
建設会社が農業参入している事例

おおしかむら

○ 大鹿村中山間地農業活性化特区(長野県大鹿村)

参入企業等:建設業者4社、漬物製造業者1社

経営面積:2.8ha



地域の状況

- ・高齢化率6割の中山間地域で、耕作放棄地が相当発生
- ・公共事業の減少等から、地元の建設業者にとって労働力の効率的な活用が課題

事業の内容

- ・地元の建設業者が、遊休農地の解消と経営の多角化を図るため、地元の特産品であるブルーベリー等の生産を開始
- ・農業経験のある社員が労働力となり、他の社員に技術指導をしながら農作業を実施

地元における雇用の確保と担い手のいない農地の有効利用に寄与

地域特産物の生産に新たに進出している事例

かつぬまちょう

○ ワイン産業振興特区(山梨県勝沼町ほか2市7町5村)

参入企業等:参入企業等:ワイン製造業者3社

経営面積:2.0ha



地域の状況

- ・山梨県は日本でのワイン発祥の地であり、ワインの製成量は全国シェアの約4割
- ・国産ワインが低迷する中で、ワインの品質向上が課題

事業の内容

- ・地元のワイナリーが、高品質ワインの製造のため、原料用のぶどう栽培から醸造までの一貫工程に取組
- ・県が、県ワイン酒造組合に特区構想を説明し、また、県内のワイナリーに意向調査を行い、特区の活用を希望したワイナリーが農業に参入

品質の高いワインの生産を目指し、生産・加工・販売を一貫して行うことにより、付加価値の向上に寄与

お問い合わせ先

○特定法人貸付事業や支援措置についてご不明な点がございましたら、農林水産省本省、お近くの地方農政局などにご連絡ください。

●農林水産省(本省)

東京都千代田区霞が関1-2-1 経営局構造改善課
TEL:(代表)03-3502-8111 (内線)4228, 4298



●地方農政局

・東北農政局

宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 生産経営流通部構造改善課
TEL:(代表)022-263-1111 (内線)4115

・関東農政局

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 生産経営流通部構造改善課
TEL:(代表)048-600-0600 (内線)3377

・北陸農政局

石川県金沢市広坂2-2-60 生産経営流通部構造改善課
TEL:(代表)076-263-2161 (内線)3378

・東海農政局

愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 生産経営流通部構造改善課
TEL:(代表)052-201-7271 (内線)2458

・近畿農政局

京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町102 生産経営流通部構造改善課
TEL:(代表)075-451-9161 (内線)2361

・中国四国農政局

岡山県岡山市下石井1-4-1 生産経営流通部構造改善課
TEL:(代表)086-224-4511 (内線)2488



・九州農政局

熊本県熊本市二の丸1-2 生産経営流通部構造改善課
TEL:(代表)096-353-3561 (内線)4266

●北海道庁

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 農政部農業経営課
TEL:(代表)011-231-4111 (内線)27-372

●沖縄総合事務局

沖縄県那覇市前島2-21-7 農林水産部農政課
TEL:(代表)098-866-0031 (内線)397

